

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
42	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

越谷市長

## 公表日

令和6年3月12日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 母子保健法に基づく保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導等を行う。  母子保健に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を副本として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の49の項 (主務省令で定める事務を定める命令第40条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第69の2項 (主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第69の2項、第70の項 (主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3、第39条第1号、第2号、第3号及び第4号)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療部健康づくり推進課、子ども家庭部こども家庭センター
②所属長の役職名	健康づくり推進課長、こども家庭センター長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越谷市総務部総務課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9136
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	越谷市保健医療部健康づくり推進課 住所:〒343-0023 埼玉県越谷市東越谷十丁目31番地 電話:048-960-1100  越谷市子ども家庭部こども家庭センター 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9179

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	越谷市総務部文書法規課情報公開センター 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9136	越谷市総務部総務課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9136	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成29年6月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の49の項 ・番号法第9条第1項 別表第一の49の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の49の項 (主務省令で定める事務を定める命令第40条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号)	事後	主務省令の追記
平成29年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第70の項	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第70の項 (主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条第1号、第2号及び第3号)	事後	主務省令の追記
平成29年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	藤城 浩幸	櫻田 尚之	事後	所属長の変更
平成30年6月5日	特定個人情報保護評価書の見直し	変更なし	変更なし	事後	変更なし
令和1年6月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	櫻田 尚之	課長	事後	様式の見直しによる記載事項の変更
令和1年6月18日	IVリスク対策	なし	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	事後	様式の見直しによる記載事項の追加
令和2年3月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の49の項 (主務省令で定める事務を定める命令第40条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の49の項 (主務省令で定める事務を定める命令第40条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号)	事後	根拠となる法令の追加
令和2年3月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第70の項 (主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条第1号、第2号及び第3号)	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第69の2項 (主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第69の2項、第70の項 (主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3、第39条第1号、第2号、第3号及び第4号)	事後	根拠となる法令の追加
令和2年3月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつの時点の計数か	[30万人以上] 平成27年4月1日 時点	[1万人以上10万人未満] 令和2年2月1日 時点	事後	評価の再実施による変更
令和2年3月18日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和2年2月1日 時点	事後	評価の再実施による変更
令和2年3月18日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	[基礎項目評価書]	事後	評価の再実施による変更
令和3年11月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健医療部市民健康課	保健医療部健康づくり推進課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年11月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健医療部市民健康課	保健医療部健康づくり推進課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年11月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第69の2項 (主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第69の2項、第70の項 (主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3、第39条第1号、第2号、第3号及び第4号)	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第69の2項 (主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第69の2項、第70の項 (主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3、第39条第1号、第2号、第3号及び第4号)	事後	法律の改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	越谷市保健医療部健康づくり推進課 住所:〒343-0022 埼玉県越谷市東大沢1-12-1 電話:048-978-3511	越谷市保健医療部健康づくり推進課 住所:〒343-0023 埼玉県越谷市東越谷十丁目31番地 電話:048-960-1100	事後	錯誤による変更
令和6年3月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①保健医療部健康づくり推進課 ②課長	①保健医療部健康づくり推進課、子ども家庭部 子ども家庭センター ②健康づくり推進課長、子ども家庭センター長	事前	令和6年度から、行政組織を 改正することに伴う、業務所 管部署名及び所属長の役職 名の変更
令和6年3月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	越谷市保健医療部健康づくり推進課 住所:〒343-0023 埼玉県越谷市東越谷十丁 目31番地 電話:048-960-1100	越谷市保健医療部健康づくり推進課 住所:〒343-0023 埼玉県越谷市東越谷十丁 目31番地 電話:048-960-1100  越谷市子ども家庭部子ども家庭センター 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁 目2番1号 電話:048-963-9179	事前	令和6年度から、行政組織を 改正することに伴う、問合せ 先の追加